

上場金融デリバティブ清算業務における担保超過リスク相当額に応じた取引証拠金割増し制度の導入及び清算基金の計算方法の一部見直しに伴う「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則」等の一部改正について

I. 改正趣旨

上場金融デリバティブ清算業務における担保超過リスク相当額に応じた取引証拠金割増し制度の導入及び清算基金の計算方法の一部見直しに伴い、先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則等について、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

1. 上場金融デリバティブ清算業務における担保超過リスク相当額に応じた取引証拠金割増し制度の導入

- ・ ストレスシナリオの下でのリスク量（担保超過リスク相当額）に応じた取引証拠金所要額の割増し制度を導入する。

2. 上場金融デリバティブ清算業務における清算基金の按分方式の見直し

- ・ 清算資格ごとの清算基金所要額（個社分）の算出にあたり、清算基金所要額（全社分）を各清算参加者へ按分する際の比率について、現在の方式である各清算参加者の取引証拠金所要相当額に基づく比率に加え、各清算参加者の担保超過リスク相当額に基づく比率を加味する。

（備考）

- ・ 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第6条の2の2及び先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い第1条の3の2

- ・ 清算基金所要額に関する規則別表

III. 施行日

1. 2025年5月26日から施行する。
2. 前1.にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、2025年5月26日以後の当社が定める日から施行する。

以上

上場金融デリバティブ清算業務における担保超過リスク相当額に応じた取引証拠金割増し制度の導入
及び清算基金の計算方法の一部見直しに伴う
「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則」等の一部改正について

目次

(ページ)

1	先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表	1
2	先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	5
3	清算基金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表	7

先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(取引参加者の自己分の取引証拠金所要額)</p> <p>第4条 自己分の取引証拠金所要額は、先物・オプション取引に係る清算資格の種類ごとに自己分の想定損失相当額から自己分のネット・オプション価値の総額を差し引いて得た額の合計額に自己分の取引受渡証拠金を加えて得た額(第6条の2第1項、<u>第6条の2の2第1項</u>及び第6条の3第1項の規定に基づき自己分の取引証拠金所要額の引上げが行われた場合においては、当該引上げ額を加算する。)とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(取引参加者の自己分の取引証拠金所要額)</p> <p>第4条 自己分の取引証拠金所要額は、先物・オプション取引に係る清算資格の種類ごとに自己分の想定損失相当額から自己分のネット・オプション価値の総額を差し引いて得た額の合計額に自己分の取引受渡証拠金を加えて得た額(第6条の2第1項及び第6条の3第1項の規定に基づき自己分の取引証拠金所要額の引上げが行われた場合においては、当該引上げ額を加算する。)とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(顧客の証拠金所要額)</p> <p>第5条 前条の規定は、次項に定める場合を除き、顧客(顧客が取次者である場合は、申込者をいう。以下同じ。)の証拠金所要額(第9条の2第4項の規定により顧客が事前割増額の預託を行う場合においては、当該事前割増額のうち当該顧客に係る額を加算する。以下同じ。)について準用する。この場合において、「自己分の取引証拠金所要額」とあるのは「顧客の証拠金所要額」と、「自己分の想定損失相当額」とあるのは「顧客の想定損失相当額」と、「自己分のネット・オプション価値の総額」とあるのは「顧客のネット・オプション価値の総額」と、「<u>第6条の2第1項、第6条の2の2第1項</u>及び第6条の3第1項」とあるのは「<u>第6条の2第2項</u>及び第6条の2の2第2項」と、「取引参加者の自己の計算による」とあるのは「当該顧客の委託に基づく」と、「自己分の買オプション価値の総額」とあるのは「顧客の買オプション価値の総額」と、「自己分の売オプション価値の総額」とあるのは「顧客の売オプション価値の総額」と、「自己分の取引受渡証拠金」とあるのは「顧客の取引受渡証拠金」と読み替えるものとする。</p>	<p>(顧客の証拠金所要額)</p> <p>第5条 前条の規定は、次項に定める場合を除き、顧客(顧客が取次者である場合は、申込者をいう。以下同じ。)の証拠金所要額(第9条の2第4項の規定により顧客が事前割増額の預託を行う場合においては、当該事前割増額のうち当該顧客に係る額を加算する。以下同じ。)について準用する。この場合において、「自己分の取引証拠金所要額」とあるのは「顧客の証拠金所要額」と、「自己分の想定損失相当額」とあるのは「顧客の想定損失相当額」と、「自己分のネット・オプション価値の総額」とあるのは「顧客のネット・オプション価値の総額」と、「<u>第6条の2第1項</u>及び第6条の3第1項」とあるのは「<u>第6条の2第2項</u>」と、「取引参加者の自己の計算による」とあるのは「当該顧客の委託に基づく」と、「自己分の買オプション価値の総額」とあるのは「顧客の買オプション価値の総額」と、「自己分の売オプション価値の総額」とあるのは「顧客の売オプション価値の総額」と、「自己分の取引受渡証拠金」とあるのは「顧客の取引受渡証拠金」と読み替えるものとする。</p>

2 前条の規定は、顧客を任意に細分化した場合における当該細分化した単位（以下「任意に細分化した単位」という。）の証拠金所要額について準用する。この場合において、「自己分の取引証拠金所要額」とあるのは「任意に細分化した単位の証拠金所要額」と、「自己分の想定損失相当額」とあるのは「任意に細分化した単位の想定損失相当額」と、「自己分のネット・オプション価値の総額」とあるのは「任意に細分化した単位のネット・オプション価値の総額」と、「第6条の2第1項、第6条の2の2第1項及び第6条の3第1項」とあるのは「第6条の2第3項及び第6条の2の2第3項」と、「取引参加者の自己の計算による」とあるのは「顧客の委託に基づく当該任意に細分化した単位の」と、「自己分の買オプション価値の総額」とあるのは「任意に細分化した単位の買オプション価値の総額」と、「自己分の売オプション価値の総額」とあるのは「任意に細分化した単位の売オプション価値の総額」と、「自己分の取引受渡証拠金」とあるのは「任意に細分化した単位の取引受渡証拠金」と読み替えるものとする。

（担保超過リスク相当額に応じた取引証拠金所要額の引上げ）

第6条の2の2 当社は、先物・オプション取引に係る一の取引参加者の自己の計算による建玉が負っているものと想定される担保超過リスク相当額として当社が定める額が当社が定める判定基準額を上回った場合には、当社が定めるところにより、当該取引参加者の自己分の取引証拠金所要額に対する引上げを行うことができる。

2 前項の規定は、顧客の証拠金所要額について準用する。この場合において、「自己の計算による」とあるのは「顧客の委託に基づく」と、「自己分の取引証拠金所要額」とあるのは「顧客の証拠金所要額」と読み替えるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第1項の規定は、任意に細分化した単位の証拠金所要額について準用する。この場合において、「自己の計算

2 前条の規定は、顧客を任意に細分化した場合における当該細分化した単位（以下「任意に細分化した単位」という。）の証拠金所要額について準用する。この場合において、「自己分の取引証拠金所要額」とあるのは「任意に細分化した単位の証拠金所要額」と、「自己分の想定損失相当額」とあるのは「任意に細分化した単位の想定損失相当額」と、「自己分のネット・オプション価値の総額」とあるのは「任意に細分化した単位のネット・オプション価値の総額」と、「第6条の2第1項及び第6条の3」とあるのは「第6条の2第3項」と、「取引参加者の自己の計算による」とあるのは「顧客の委託に基づく当該任意に細分化した単位の」と、「自己分の買オプション価値の総額」とあるのは「任意に細分化した単位の買オプション価値の総額」と、「自己分の売オプション価値の総額」とあるのは「任意に細分化した単位の売オプション価値の総額」と、「自己分の取引受渡証拠金」とあるのは「任意に細分化した単位の取引受渡証拠金」と読み替えるものとする。

（新設）

による」とあるのは「顧客の委託に基づく任意に細分化した単位の」と、「自己分の取引証拠金所要額」とあるのは「任意に細分化した単位の証拠金所要額」と読み替えるものとする。

4 前3項に規定する担保超過リスク相当額は、取引日ごとに算出を行い、当該担保超過リスク相当額の算出結果に基づき、当社は、取引証拠金所要額の引上げの判定を行う。

(委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金の預託)

第10条 (略)

2 清算参加者は、第6条の2又は第6条の2の2の規定に基づき非清算参加者の自己分の取引証拠金所要額、顧客の証拠金所要額又は任意に細分化した単位の証拠金所要額の引上げが行われた場合において、引上げの起因となった顧客（当該顧客が非清算参加者の顧客である場合には、当該顧客及び当該非清算参加者）又は非清算参加者との間で当該清算参加者の自己の金銭をもって、預託することを合意することができる。

3～5 (略)

(委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金の維持)

第17条 清算参加者は、委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金として当社に預託している金銭の額及び有価証券等を代用価格により評価した額の合計額が第24条の2第2項に規定する区分口座ごとの委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額（第6条の2第2項若しくは第3項又は第6条の2の2第2項若しくは第3項の規定に基づき委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額の引上げが行われた場合においては、当該引上げ額を加算する。）に満たない場合は、その不足額以上の額を、委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金として、不足額が生じた日の翌日の午前11時までに、当社が定めるところにより、当社に追加預託しなければならない。この場合において、

(委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金の預託)

第10条 (略)

2 清算参加者は、第6条の2の規定に基づき非清算参加者の自己分の取引証拠金所要額、顧客の証拠金所要額又は任意に細分化した単位の証拠金所要額の引上げが行われた場合において、引上げの起因となった顧客（当該顧客が非清算参加者の顧客である場合には、当該顧客及び当該非清算参加者）又は非清算参加者との間で当該清算参加者の自己の金銭をもって、預託することを合意することができる。

3～5 (略)

(委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金の維持)

第17条 清算参加者は、委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金として当社に預託している金銭の額及び有価証券等を代用価格により評価した額の合計額が第24条の2第2項に規定する区分口座ごとの委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額（第6条の2第2項又は第3項の規定に基づき委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額の引上げが行われた場合においては、当該引上げ額を加算する。）に満たない場合は、その不足額以上の額を、委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金として、不足額が生じた日の翌日の午前11時までに、当社が定めるところにより、当社に追加預託しなければならない。この場合において、当

当該取引証拠金は、有価証券等をもって代用預託することができる。

該取引証拠金は、有価証券等をもって代用預託することができる。

付 則

- 1 この改正規定は、令和7年5月26日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和7年5月26日以後の当社が定める日から施行する。

先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(取引証拠金所要額の引上げの判定に用いる担保超過リスク相当額及び判定基準額)</u></p> <p><u>第1条の3の2 取引証拠金規則第6条の2の2第1項から第3項までに規定する担保超過リスク相当額として当社が定める額及び当社が定める判定基準額は、国債先物等清算資格及び指数先物等清算資格ごとに、次の各号に基づき算出される額とする。</u></p> <p><u>(1) 担保超過リスク相当額</u></p> <p><u>一の取引参加者の自己の計算による建玉、顧客の委託に基づく建玉又は顧客の委託に基づく任意に細分化した単位の建玉のそれぞれについて、各ストレスシナリオ(極端ではあるが現実には起こり得る市場環境として当社が定める価格変動及びボラティリティ変動の組合せをいう。次号において同じ。)の下で未決済約定(算出時にクロスメンバー対象国債先物清算約定又はクロスメンバー対象金利先物清算約定となっているものを除く。次号において同じ。)から生じる損失額から取引証拠金所要額(取引証拠金規則第6条の2第1項から第3項までの規定に基づき取引証拠金所要額の引上げが行われた場合においては、当該引上げ額を加算する。次号において同じ。)を控除した額の最大値とする。</u></p> <p><u>(2) 判定基準額</u></p> <p><u>業務方法書第46条の3及び同第46条の4に規定する区分口座ごとの前取引日の建玉確定処理後における建玉について、各ストレスシナリオの下で未決済約定から生じる損失額から取引証拠金所要額を控除した額(当該各区分口座のうち同第46条の3第1号に規定する区分口座以外の区分口座にあっては、正の額に限る。)を合計した額(清算参加者に関係会社等(ある会社の子会社及び関連会社並びに当該ある会社の親会社、当該親会社の子会社及び当該親会社の関連会社をいう。)に該当する他の清算参</u></p>	<p>(新設)</p>

加者が存在する場合には、当該他の清算参加者について計算した額を含む。)が最大となる清算参加者の額及び2番目に最大となる清算参加者の額の合計額の最大値に当社が定める調整係数を乗じて得た額とする。

- 2 当社が取引証拠金規則第6条の2の2第1項から第3項までの規定に基づき取引証拠金所要額の引上げを行う場合の引上げ額は、一の取引参加者の自己の計算による建玉、顧客の委託に基づく建玉又は顧客の委託に基づく任意に細分化した単位の建玉のそれぞれについて、国債先物等清算資格及び指数先物等清算資格ごとに、担保超過リスク相当額から判定基準額を控除した額とする（当該額が負となる場合には、当該額は零とする。）。ただし、当社が適当でないと認める場合は、当社がその都度定める額とする。

付 則

- 1 この改正規定は、令和7年5月26日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和7年5月26日以後の当社が定める日から施行する。

清算基金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
別表 清算基金所要額の算出に関する表	別表 清算基金所要額の算出に関する表
<p>1. (略)</p> <p>2. 国債先物等清算資格に係る清算基金所要額 (以下「国債先物等清算基金所要額」という。) 国債先物等清算基金所要額は、次に定める 計算式により算出される額とする。ただし、当 該額が1,000万円を下回る場合は、1,0 00万円とする。なお、計算式における用語の 意義は、次のaからfまでに定めるとおりと する。</p> <p>国債先物等清算基金所要額 = (期間平均基準PML額_{JGB}又は算出基準日に おける日次最大基準PML額_{JGB}のいずれか 大きい方の値) × (個社按分基礎IM額_{JGB} / 按分基礎IM総額_{JGB} × <u>W_{JGB}</u> + <u>個社按分基 礎PML額_{JGB} / 按分基礎PML総額_{JGB} × (1 - W_{JGB})</u>)</p> <p>a 期間平均基準PML額_{JGB}とは、日次最大 基準PML額_{JGB}の算出対象期間(先物・オ プション清算基金所要額算出基準日からさ かのぼって6か月間をいう。次項から第7 項までにおいて同じ。)における平均値をい う。 (注1) ~ (注1-1-1) (略) (注1-1-2) 基準PML額_{JGB}とは、 国債先物等清算資格に係る各区分口座 (業務方法書第46条の3及び第46条 の4に規定する各区分口座をいう。)に関 して、ストレスシナリオの下で未決済約 定(算出時にクロスマージン対象国債先 物清算約定又はクロスマージン対象金利 先物清算約定となっているものを除く。) から生じる損失額から国債先物等清算資 格に係る取引証拠金所要相当額(清算資 格の種類ごとの建玉について計算した取</p>	<p>1. (略)</p> <p>2. 国債先物等清算資格に係る清算基金所要額 (以下「国債先物等清算基金所要額」という。) 国債先物等清算基金所要額は、次に定める 計算式により算出される額とする。ただし、当 該額が1,000万円を下回る場合は、1,0 00万円とする。なお、計算式における用語の 意義は、次のaからcまでに定めるとおりと する。</p> <p>国債先物等清算基金所要額 = (期間平均基準PML額_{JGB}又は算出基準日に おける日次最大基準PML額_{JGB}のいずれか 大きい方の値) × 個社按分基礎IM額_{JGB} / 按 分基礎IM総額_{JGB}</p> <p>a 期間平均基準PML額_{JGB}とは、日次最大 基準PML額_{JGB}の算出対象期間(先物・オ プション清算基金所要額算出基準日からさ かのぼって6か月間をいう。次項から第7 項までにおいて同じ。)における平均値をい う。 (注1) ~ (注1-1-1) (略) (注1-1-2) 基準PML額_{JGB}とは、 国債先物等清算資格に係る各区分口座 (業務方法書第46条の3及び第46条 の4に規定する各区分口座をいう。)に関 して、ストレスシナリオの下で未決済約 定(算出時にクロスマージン対象国債先 物清算約定又はクロスマージン対象金利 先物清算約定となっているものを除く。) から生じる損失額から国債先物等清算資 格に係る取引証拠金所要相当額(清算資 格の種類ごとの建玉について計算した取</p>

引証拠金所要額に相当する額（先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第9条の2第1項に規定する取引証拠金の事前割増額を除く。）をいう。以下同じ。）を控除した額（当該各区分口座のうち業務方法書第46条の3第1号に規定する区分口座以外の区分口座にあっては、正の額に限る。）を合計した額をいう。dにおいて同じ。

b・c （略）

d 個社按分基礎PML額_{JGB}とは、各清算参加者の、先物・オプション清算基金所要額算出基準日からさかのぼって1か月間の各取引日の各ストレスシナリオにおける基準PML額_{JGB}の最大値の平均額をいう。

e 按分基礎PML総額_{JGB}とは、前dの個社按分基礎PML額_{JGB}を、すべての国債先物等清算参加者について合算した額をいう。

f W_{JGB}とは、当社が定める0以上1以下の値をいう。

3. 指数先物等清算資格に係る清算基金所要額（以下「指数先物等清算基金所要額」という。）

指数先物等清算基金所要額は、次に定める計算式により算出される額とする。ただし、当該額が1,000万円を下回る場合は、1,000万円とする。なお、計算式における用語の意義は、次のaからfまでに定めるとおりとする。

指数先物等清算基金所要額

= (期間平均基準PML額_{IDX}又は算出基準日における日次最大基準PML額_{IDX}のいずれか大きい方の値) × $\frac{\text{個社按分基礎IM額}_{IDX}}{\text{按分基礎IM総額}_{IDX} \times W_{IDX} + \text{個社按分基礎PML額}_{IDX} / \text{按分基礎PML総額}_{IDX} \times (1 - W_{IDX})}$

a 期間平均基準PML額_{IDX}とは、日次最大基準PML額_{IDX}の算出対象期間における平均値をいう。

(注1)・(注1-1) （略）

引証拠金所要額に相当する額（先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第9条の2第1項に規定する取引証拠金の事前割増額を除く。）をいう。以下同じ。）を控除した額（当該各区分口座のうち業務方法書第46条の3第1号に規定する区分口座以外の区分口座にあっては、正の額に限る。）を合計した額をいう。

b・c （略）

(新設)

(新設)

(新設)

3. 指数先物等清算資格に係る清算基金所要額（以下「指数先物等清算基金所要額」という。）

指数先物等清算基金所要額は、次に定める計算式により算出される額とする。ただし、当該額が1,000万円を下回る場合は、1,000万円とする。なお、計算式における用語の意義は、次のaからcまでに定めるとおりとする。

指数先物等清算基金所要額

= (期間平均基準PML額_{IDX}又は算出基準日における日次最大基準PML額_{IDX}のいずれか大きい方の値) × $\frac{\text{個社按分基礎IM額}_{IDX}}{\text{按分基礎IM総額}_{IDX}}$

a 期間平均基準PML額_{IDX}とは、日次最大基準PML額_{IDX}の算出対象期間における平均値をいう。

(注1-1-1) 基準PML額_{IDX}とは、指数先物等清算資格に係る各区分口座（業務方法書第46条の3及び第46条の4に規定する各区分口座をいう。）に関して、ストレスシナリオの下で未決済約定から生じる損失額から指数先物等清算資格に係る取引証拠金所要相当額（先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第9条の2第1項に規定する取引証拠金の事前割増額を除く。）を控除した額（当該各区分口座のうち業務方法書第46条の3第1号に規定する区分口座以外の区分口座にあつては、正の額に限る。）を合計した額をいう。dにおいて同じ。

b・c (略)

d 個社按分基礎PML額_{IDX}とは、各清算参加者の、先物・オプション清算基金所要額算出基準日からさかのぼって1か月間の各取引日の各ストレスシナリオにおける基準PML額_{IDX}の最大値の平均額をいう。

e 按分基礎PML総額_{IDX}とは、前dの個社按分基礎PML額_{IDX}を、すべての指数先物等清算参加者について合算した額をいう。

f W_{IDX}とは、当社が定める0以上1以下の値をいう。

4. ～8. (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和7年5月26日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと

(注1)・(注1-1) (略)

(注1-1-1) 基準PML額_{IDX}とは、指数先物等清算資格に係る各区分口座（業務方法書第46条の3及び第46条の4に規定する各区分口座をいう。）に関して、ストレスシナリオの下で未決済約定から生じる損失額から指数先物等清算資格に係る取引証拠金所要相当額（先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第9条の2第1項に規定する取引証拠金の事前割増額を除く。）を控除した額（当該各区分口座のうち業務方法書第46条の3第1号に規定する区分口座以外の区分口座にあつては、正の額に限る。）を合計した額をいう。

b・c (略)

(新設)

(新設)

(新設)

4. ～8. (略)

当社が認める場合には、令和7年5月26日
以後の当社が定める日から施行する。